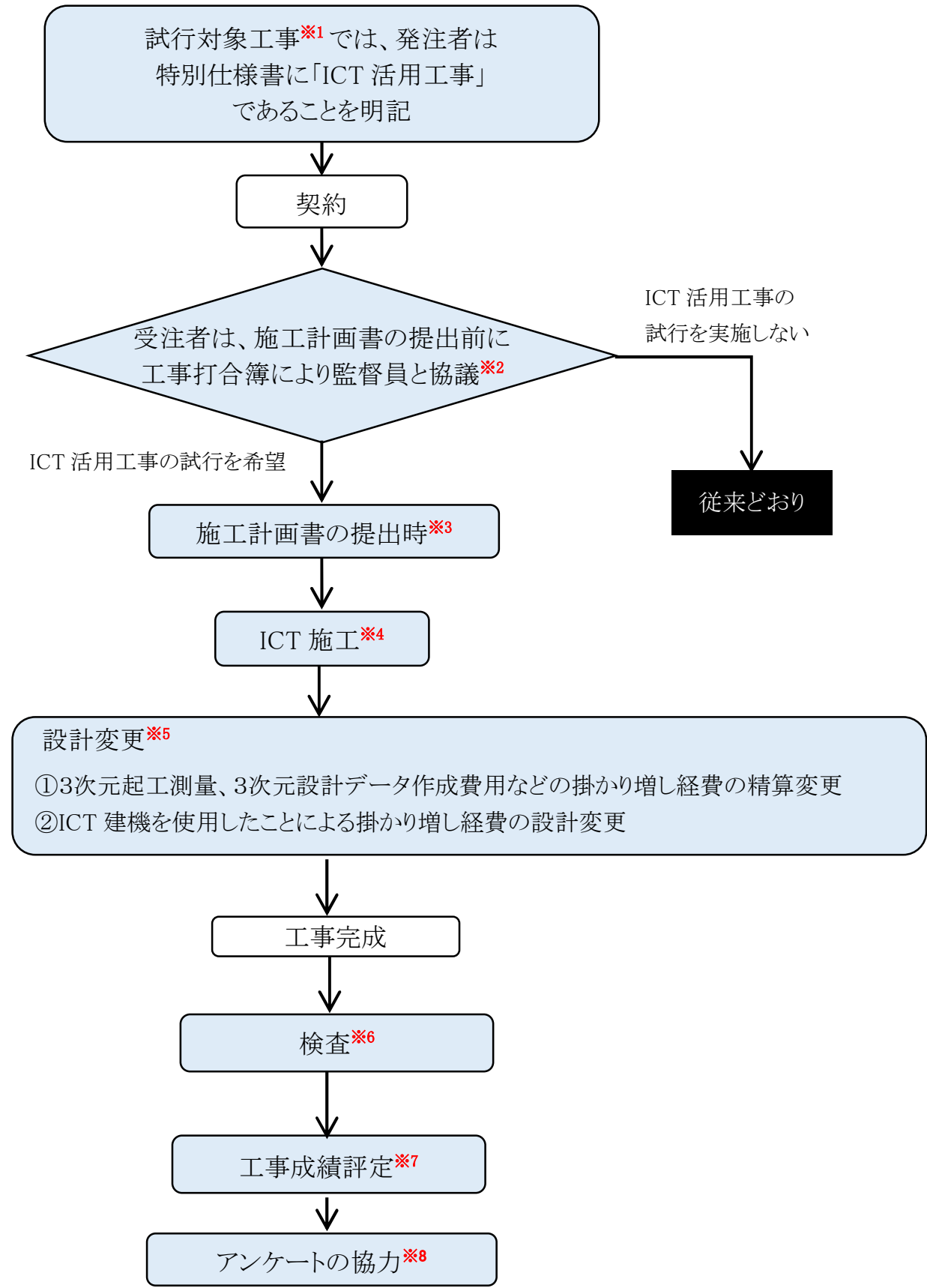


富山県農業農村整備事業における
ICT 活用工事（試行）における運用フロー



※注釈について

注釈	内容
※1	「試行対象工事」は、ガイドライン及び試行要領を確認すること。
※2	「工事打合簿による監督員との協議」は、 <u>施工計画書の提出前</u> に行う必要がある。 その際に、受注者は別紙 1 の ICT 活用工事計画書を提出し、施工内容、活用する ICT 施工技術等について、監督員と協議を行う。
※3	施工計画書には、ガイドラインに記載された事項が記載されているか確認すること。 適用工種、適用区域、出来形計測場所、管理基準、撮影基準、使用機器、ソフトウェア、撮影計画など。
※4	UAV 等による出来形管理を行う場合には、監督員は、工事に使用する基準点を受注者に指示をするが、出来形の測定精度を確保するために、現場内に 4 級基準点又は 3 級基準点と同等以上の工事基準点を設置すること。
※5	①受注者より 3 次元起工測量あるいは 3 次元設計データ作成の経費についての見積書を徴収し、金額の妥当性を確認する。（不必要な作業項目が含まれていないか等） なお、これらの経費は、共通仮設費の技術管理費へ積み上げ計上。 ②ICT 建機を使用した場合、通常歩掛から ICT 建機活用による歩掛へ変更する。その際、システム初期費を別途計上。
※6	受注者より 3 次元出来形管理などの施工管理図、3 次元データ等の提出を受け、正しく作成されているかを「ガイドライン」の様式 4「3 次元設計データチェックシート」などを用いて確認を行う。
※7	創意工夫における【施工】「ICT(情報通信技術)」を活用した情報化施工を取り入れた工事」において評価
※8	試行工事ではアンケートに協力するものとする。 （工事完了後、14 日以内に発注者へ提出すること。）